- 01. 地域文化デジタル化事業
- 02. 定住自立圏構想の推進
- 03. 外部専門家(アドバイザー) 招へい事業
- 04. 地域力創造のための起業者定住促進モデル事業
- 05. 地域おこし協力隊制度
- 06. 過疎地域等自立活性化推進交付金
- 07. 情報通信利用環境整備推進交付金
- 08. 携帯電話等エリア整備事業
- 09. 新世代通信網テストベッド(JGN-X)構築事業
- 10. テレワーク全国展開プロジェクト
- 11. ICT地域マネージャー派遣事業
- 12. 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援
- 13. 消防防災施設整備費補助金
- 14. 緊急消防援助隊の充実強化

16 hts 23		予算額(百万円)	<u> </u>
施策名	地域文化デジタル化事業	区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	特別交付税に関する省令の附近	則第7条 第6項 第	2号
概要	「地域文化デジタル化事業」に基づくコンテンツ に財政力指数による補正を乗じて得た額について		
対 象 者	市町村		
対象事業	文化財等の電磁的方法(電子的方法、電磁的方法 きない方法)による保存及び発信等に係る事業。	そその他の人の知覚によ	って認識することがで
支援内容	対象事業費のうち、特別交付税の算定の基礎とす8を乗じて得た額に、財政力指数が0.8以上の8未満の市町村については0.7を、0.5以上0.5未満の市町村については1.0をそれぞれて、特別交付税による措置を講じる。)市町村については O. : O. 6未満の市町村に	5を、0.6以上0. ついては0.9を、
変更の ポイント	_		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	特別交付税に関する省令の規定に基づき、地方公 提出。	☆共団体が特別交付税の	額の算定に係る資料を
備考	_		
連絡先	総務省 TEL: 03-525	53-5529	shijiti/pdf/061031_1.pdf

+		予算額(百万円)	158
施策名	定住自立圏構想の推進	区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	「経済財政改革の基本方針2008」 「経済財政改革の基本方針2009」 「地域主権戦略大綱」 「日本再生の基本戦略」	(平成20年 6月27日閣 (平成21年 6月23日閣 (平成22年 6月22日閣 (平成23年12月24日閣	議決定) 議決定)
概 要	中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携 な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を‡ する。		
対象者	定住自立圏構想に取り組む市町村		
	○「定住自立圏・多自然拠点都市圏」推進調査 圏域全体の活性化を目指した分野横断的な取組 ○地方財政措置		E進事例を構築。
対象事業	〇地万朔政府直 定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及で 要する経費について、特別交付税措置等の地方則		E自立圏構想の推進に
〇若手企業人地域交流プログラム 大都市圏の企業に勤務する若手企業人が、一定期間定住自立圏に取り組む市町村され、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することによって、地方と、地方と大都市圏とのネットワークの形成を図る。			
	〇「定住自立圏・多自然拠点都市圏」推進調査 調査委託事業を実施(予算額:11,000万円)	事業	
支援内容	○地方財政措置 ・包括的財政措置(特別交付税)(中心市4,000 し、特別交付税措置) ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村2 措置) ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等限1,000万円)について、8割を特別交付税措・若手企業人地域交流プログラムに係る財政措置特別交付税措置)	あたり3年間、700万円 等による地域医療の確保 置)	上限に特別交付税
変更の ポイント	平成25年度は、圏域全体の活性化を目指した分野	野横断的な取組を重点的	りに支援
支援手続	○「定住自立圏・多自然拠点都市圏」推進調査 総務省が提案募集し、定住自立圏構想に取り が提案を評価し、委託先候補を決定。その後、終 業開始。委託事業終了後、委託先団体が平成264 告。	狙む市町村が応募。当該 総務省と委託先団体が契	契約を締結し、委託事
スケジュール (予定でも可)	○地方財政措置 定住自立圏構想に取り組む市町村が定住自立園で づく事業を実施。当該事業の実施に要する経費に 特別交付税措置等の地方財政措置を実施。 (若手企業人地域交流プログラムについては、「 いる市町村が対象となる。)	こつき、市町村からの執	発告数値等に基づき、
備考	_		
	総務省 TEL: 03-52	53-5391	
連絡先	地域力創造グループ FAX: 03-52 地域自立応援課 URL: <u>http:/</u> <u>u/</u>	53-5537 //www.soumu.go.jp/mai	n_sosiki/kenkyu/teizy
	_		

施策名	外部専門家(アドバイザー)招・	ギー)切るい事業	予算額(百万円)		_	
肥 朿 石	21. 中央门家()	F/14 5)一) 指べい事業	区分(新規・継	続・変更)	継続
根拠法令等			_			
概要	市町村が、地域力の創造のために外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、 地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を特別交付税の算定対象とする。					
対 象 者	市町村					
	外部専門家を年度内にのべ10日以上活用することに要する経費(旅費、謝金(報償費)、 先進市町村職員を活用する場合は旅費のみ。)を特別交付税の算定対象とする。 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、当面、連続した任意の3年間(1市町村に つき1回に限る。)の財源手当とする。					
11 2. ± 4 4	外部専門家活用区	74	財政力指数		上限額	(千円)
対象事業	外即导门家店用区	בים	全国平均	初年度	第2年度	第3年度
	1 民間専門家等	注田	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100
	1 以间每门外寸	<i>/</i> 1/11	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050
	先進市町村駅	哉員	平均以下の市町村	2,400	1,500	900
	(組織)活月	Ħ	平均超の市町村	1,200	750	450
支援内容	(財政力指数全国平均: 平成23年度(3力年平均値)0.51) 市町村が、地域力の創造のために外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を特別交付税の算定対象とする。					
変更の ポイント			-			
支援手続 スケジュール (予定でも可)						
備考			_			
連絡先	総務省 TEL: 03-5253-5392 地域力創造グループ FAX: 03-5253-5537 地域自立応援課企画係 URL: http://www.soumu.go.jp/main sosiki/iichi gyousei/c-gyousei/modeliigyo.html					

		予算額(百万円)	48
施 策 名 	地域力創造のための起業者定住促進モデル事業	区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	_		
概 要	1. 外部専門家活用事業 市町村に対して、それぞれの課題解決に適した外部 ル的取組を支援することを通じ、外部専門家を活用 他市町村への普及を図る。 2. 外部専門家紹介事業 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間 し、地域活性化に必要な営 地域活性化に取り組む民間専門家や先進市町村で に登録し、総務省ホームページに公表する。 (総務省、「地域人材ネットの開催 「地域力創造セミナーの開催 「地域力創造セミナーの開催 「地域力制造セミナーの開催 「地域力利力を表するととも るために実施。	引するにあたってのノウハ 引専門家や先進市町村で活 が活躍している職員等の外 go.jp/ganbaru/jinzai/in るる地域づくりや課題解決	ウの調査・分析を行い、 躍している職員を紹介 部専門家をデータベース dex.html)
対 象 者	市町村		
対象事業	上記1. については、 外部専門家の活用により地域の活性化に資する事業を 〇派遣市町村選定の条件は、以下の3点を満たすもの ①外部専門家の現地指導が10日以上計画されている ②全庁的に支援・推進できる体制を構築すること。 ③取組成果発表等の情報共有についての当省からの 優先される取組は、以下のとおり。 ①地域おこし協力隊員との協働を考慮するもの ②住民・地域団体・行政等幅広い横断的な取組を目 ③人口の社会増の効果が高いもの	で、他の市町村のモデル っこと)要請に応ずることができ	
支援内容	上記1. については、 〇事業期間は単年度とする。 〇外部専門家派遣に係る旅費、謝金等のほか資料作 係る経費で適正と認められるものについて、以下 ・財政力指数が全国市町村平均以下の市町村 ・財政力指数が全国市町村平均を超える市町村 財政力指数全国市町村平均(平成21~23年度	「の限度額内において支出 上限額 各500万円 上限額 各250万円	専門家活用に 。
変更の ポイント	_		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	上記 1. については、 ① 派遣希望市町村の募集。 ② 総務省による書類選考、応募市町村に対すると ③ 総務省による派遣対象市町村・外部専門家の選: ④ 派遣対象市町村・外部専門家の決定。 ⑤ 派遣対象市町村と外部専門家の協議による年間: ⑥ 市町村における事業の実施。 ⑦ 市町村が、支援対象となる経費の実績額を事務。 ⑧ 事務局(請負業者)は、報告された実績額を市局	考・個別協議。 事業計画の作成。 局(請負業者)へ報告。	
備考	_		
連絡先	総務省 TEL: 03-52 地域力創造グループ FAX: 03-52 地域自立応援課企画係 URL: http://ww		ousei/c-gyousei/modeljigyo.html

			1
施 策 名	地域おこし協力隊制度	予算額(百万円)	_
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	特別交付税に関する省令 第4条第1項第1号	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3号イの表第30号
概 要	地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域 生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい 域の活性化に貢献。		
対 象 者	① 地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱② ①の委嘱にあたり、地方自治体が、その対象広報誌、ホームページ等で公表③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域に移し、住民票を移動させた者	者及び従事する地域協 上3年以下	力活動の内容等を
対象事業	地方自治体等が実施・支援するものであって、地域に 例示するものとする。 その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域で るものとする。 ・地域おこしの支援(地域行事やイベントの応援、伝統発・販売・プロモーション、空き店舗活用などを使った 援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った 農林水産業従事(農作業支援、耕作放棄地再生、畜産 ・水源保全・監視活動(水源地の整備・清掃活動等)・環境保全活動(不法投棄パトロール、道路の清掃等・ ・住民の生活支援(見守りサービス、通院・買物のサポー ・その他(健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有	D実情に応じ、地方自治体 充芸能や祭の復活、地域ブ 封活性化、都市との交流事 に情報発信 等) 産業支援 等)) ート 等)	が自主的な判断で決定す ランドや地場産品の開 業・教育交流事業の応
支援内容	地域おこし協力隊員の募集等に要する経費についてはは00万円上限、地域おこし協力隊員の活動に要する経費 万円上限(うち報賞費等については200万円上限、7万円上限)の特別交付税措置を講じることとしている。 【必要経費の例】 〇地域おこし協力隊員の募集等に要する経費・都市部における募集・PR費・現地員旅費・表種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委等 〇地域おこし協力隊員の活動に要する経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	費については地域おこし協 報償費等以外の活動に要す 或おこし協力活動など)に 託費	カ隊員1人あたり400 る経費については200
変更の ポイント	特別交付税措置の一部拡充		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	地域おこし協力隊の受入自治体は、その受入状況(受入人数・経費等)を特別交付税算定に係 る基礎数値として総務省に報告する。		
備考	_		
連絡先	総務省地域力創造グループ TEL: 03-525 人材力活性化・連携交流室 FAX: 03-525 URL:		

15 55 5		予算額(百万円)	554
施策名	過疎地域等自立活性化推進交付金	区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	予算補	助	
概要	過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するた ソフト対策、定住促進団地、空き家活用事業、遊 事業及び地域住民主体による集落の維持・活性化	休施設の再整備等に係	る過疎地域市町村等の
対象者	過疎地域市町村等 ※過疎集落等自立再生対策事業については、過疎	集落を含む市町村、住	民団体等
対象事業		・生活の安心・安全確保 ・移住・交流・若者の定 ・環境貢献施策の推進 民団体が集落外の組織・ 的に取り組む事業等を ・集落等移転事業 ・定住促進空き家活用	2住促進対策 や団体と連携 支援 事業
支援内容	交付率等 1 過疎地域等自立活性化推進事業 : 定額 2 過疎集落等自立再生対策事業 : 交付率 3 過疎地域集落再編整備事業 : 交付率 4 過疎地域遊休施設再整備事業 : 交付率	1事業につき1,000万円 10/10(最大1000 1/2以内 1/3以内] 万円)
変更の ポイント	「2 過疎集落等自立再生対策事業」を新たなメニューとして追加。		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	5月下旬〜6月中旬 評価委員による評価 7月中旬 交付決定 7月〜3月 事業実施、完了後実績報告	地域遊休施設再整備事:	*
備考			
連絡先			

施策名	桂起汤后利田 巴培敦	予算額(百万円)	800
加 朿 石	情報通信利用環境整備推進交付金	区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等			
概要	超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置き進するため、医療・健康福祉・教育等の高度ななロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島一部を支援	\$共アプリケーションの	導入に資する超高速ブ
対 象 者	交付先:市町村等		
対象事業	公共分野における利活用に資する超高速ブロー I 備を設置する事業(条件不利地域を含む地域にお		
支援内容	交付対象経費の3分の1(離島の島内整備及び当 象経費の3分の2)に相当する額の交付金を対象		
変更の ポイント	平成25年度事業より、離島を整備する	場合の補助率を3分の2	2としている。
支援手続 スケジュール (予定でも可)		8大臣が計画を認定。 (超高速ブロードバンド	
備考	_		
連絡先		- 5 2 5 3 — 5 8 6 7 - 5 2 5 3 — 5 8 6 8	

		予算額(百万円)	2, 480
施策名	携帯電話等エリア整備事業 	区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	電波法第103条の	2 第4項第8号	
概 要	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島な施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該交付。	:線通信事業者等が基地	局の開設に必要な伝送
対象者	・都道府県(実施主体は市町村) ・無線通信事業者等		
対象事業	携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図線通信施設及び設備を設置する又は他の電気通信ファイバ等を利用して、当該無線通信用施設及び事業であって、市町村又は無線通信を行う電気通線通信事業者等」という。)が行うもの	事業者の電気通信役務 設備の開設に必要な伝	又は他人の所有する光 送用専用線を整備する
支援内容	補助対象経費の2分の1に相当する額ただし、開設される無線局に係るサービスエリア3分の2に相当する額	' 内の世帯数が100未	満の場合にあっては、
変更の ポイント	対象地域の拡大(法定されていないが、地理的に	条件不利な地域も対象)
支援手続 スケジュール (予定でも可)	補助金を受ける手順は、以下のとおり。 ①対象者が各総合通信局等に連絡し、関係団体と ②各総合通信局等から補助対象となる旨を内示。 ③対象者が各地方総合通信局等へ申請書を提出。 ④事業終了後、実績報告を各総合通信局へ提出しる。	通知を受け、工事等を	開始。
備考	_		
連絡先	移動通信課 FAX: 03-	-5253-5894 -5253-5946 www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fe	es/purpose/keitai/index.htm

+- ** 7	並は小では一つ「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	予算額(百万円)	NICT運営費交付金の内数
施策名	新世代通信網テストベッド(JGN-X)構築事業	区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	_		
概要	新世代ネットワークの実現に不可欠な要素技術のとして構築することにより、新世代ネットワークのシステム基盤技術を確立する。また、試験ネッして広く産学官に開放し、新しいアプリケーショ海外の研究機関(米国、欧州等)との接続により際競争力の強化を図りつつ、更なる経済成長を実なネットワークサービスとともに利用いただくこを創造する。	の実証・評価を実施し トワークを技術評価環 ンのタイムリーな開発 、戦略的な国際共同研 現する。これらテスト	、新世代ネットワーク 境(テストベーン・ウーク)と を促進する。 さらに、 究・連携を推進し、 新た ベッドを提供し、 新た
対 象 者	大学、事業者等		
対象事業	新世代ネットワーク技術及びその利活用技術に関 ドを開放する。	する研究開発を行う事	業を対象にテストベッ
支援内容	北海道から沖縄にいたる広域なテストベッドを享技術及びその利活用技術に関する研究開発を支援		、新世代ネットワーク
変更の ポイント	_		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	・本テストベッドは、新世代ネットワーク技術及して無償で提供するもの。 ・詳細な利用の手続きについては、「http://www		
備考	_		
連絡先	総務省 TEL: 03-525 情報通信国際戦略局技術政策課 FAX: 03-525		
支援 内 変イ 要イ 援ジで 横 備 考	北海道から沖縄にいたる広域なテストベッドを享技術及びその利活用技術に関する研究開発を支援 ・本テストベッドは、新世代ネットワーク技術及して無償で提供するもの。 ・詳細な利用の手続きについては、「http://www	まする。 なびその利活用技術の研 w. jgn. nict. go. jp/」参 53-5727	究開発目的の利用

歩 笠 夕	施 策 名 テレワーク全国展開プロジェクト	予算額(百万円)	70	
旭 宋 石		区分(新規・継続・変更)	変更	
根拠法令等	なし	,		
概 要	ICTにより、災害時の業務継続や柔軟な働き方を め、全国の民間企業に対して、テレワークの導入 レベル・業務内容等に応じたテレワーク優良導入	・運営に係る人材支援	を通じ、セキュリティ	
対象者	民間企業			
対象事業	テレワーク導入を希望していること。 経営者層が積極的に関与する意思があること。 等			
支援内容	1企業につき5回、専門家を派遣しテレワーク導	^真 入の支援を行う。		
変更の ポイント	派遣対象企業が特定の業種(情報通信系)に偏っ ことを検討。	っていたことから、その	他の業種にも派遣する	
	専門家派遣の手順は以下のとおり。 ①公募等の方法により派遣希望企業を募集する。 ②審査を行い、選定する。 ③当選企業に通知する。 ④当選企業と専門家のマッチングを行う。 ⑤5回にわたり専門家派遣を行う。			
備考				
連絡先	総務省 TEL: 03-525 情報流通高度化推進室 FAX: 03-525 URL:			

+		予算額(百万円)	144の内数	
施策名	ICT地域マネージャー派遣事業	区分(新規・継続・変更)	継続	
根拠法令等	総務省設置法第	4条第65号		
概要	ICTを活用した取組みを検討する地方公共団体等の申請に基づき、課題整理、アドバイス・ 提言、情報提供等を行うICT人材を一定期間派遣する。			
対 象 者	地方公共団体及び地方公共団体と共同で事業の選 に係る法人又は特定非営利活動法人等	営営等を行う地方公共団	体の出資若しくは拠出	
対象事業	〇 ICTを活用した地方公共団体等が行う事業			
支援内容	〇 ICT人材の派遣に係る経費(謝金・旅費)	を国が負担		
変更の ポイント	_			
支援手続 スケジュール (予定でも可)	派遣を受ける手順は、以下のとおり。 ① 公募期間中(5月~6月頃)に地方公共団体等② 総務省は申請内容を審査し、派遣先を選定。③ 総務省は派遣先と派遣するICT人材(IC④ 総務省は派遣するICT人材をICT地域マる」、派遣先地方公共団体は、ICT地域マネージの総務省は派遣先とICT地域マネージャーかと旅費を支給。	T地域マネージャー) を ネージャーに委嘱。 ャーと派遣日程等を調整	と決定。 とし指導等を受ける。	
備考	_		_	
連絡先	総務省情報流通行政局 TEL: 03-52 地域通信振興課 FAX: 03-52 URL: http://w		tseisaku/ictriyou/manager.html	

	 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境	予算額(百万円)	31, 733	
施策名	整備・支援	区分(新規・継続・変更)	変更	
根拠法令等	電波法第103条	の2第4項		
概要	平成25年度以降も、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、地上デジタル放送の受信相談・調査・支援体制の継続、新たな難視地区等における恒久対策の実施、必要な環境整備・支援策を引き続き実施。			
対象者	都道府県、市町村、放送事業者、共聴施設の管理	者等。		
対象事業	・デジタル中継局の整備に対する支援 ・辺地共聴施設のデジタル化の支援 ・地デジコールセンターの運営 ・デジサポによる受信相談・現地調査等 ・低所得世帯への地デジチューナー等の支援 ・新たな難視対策等 ・暫定的な衛星利用による難視聴対策	等		
支援内容	①デジタル中継局を整備する者(都道府県、市町一部を補助(補助率:1/2、2/3)。 ②辺地共聴施設の改修・新設等を実施する者(市用の一部を補助(補助率:1/2、2/3、定額)。 ③以下の事業の実施主体(各民間法人)に対し、・地デジコールセンターを運営。・受信相談・現地調査等、高性能等アンテナ対・暫定衛星対策を実施。・暫定衛星対策実施世帯のうちNHK受信料全域の設定を受けた地域の自宅に帰還する世帯実施。	町村又は施設の設置者。 当該事業に必要な経費。 策等を実施。 額免除世帯や福島原発)に対し、その費 を補助。 事故に伴う規制区	
変更の ポイント	アナログ停波後のチャンネル周波数変更対策の終了			
支援手続 スケジュール (予定でも可)	21 1 10 33 A 1 A A A A A A A A A A A A A A A A			
備考	_			
連絡先	総務省 TEL: 03-525 情報流通行政局地上放送課 FAX: 03-525 デジタル放送受信推進室 URL:			

施策名	消防防災施設整備費補助金	予算額(百万円)	1, 904		
		区分(新規・継続・変更)	継続		
根拠法令等	-				
概要	地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、市町村等における耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を補助する。				
対象者	都道府県、市町村(特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。)				
対象事業	○補助対象施設 ①耐震性貯水槽 ②備蓄倉庫 ③防火水槽(林野分) ④林野火災用活動拠点広場 ⑤活動火山対策避難施設 ⑥画像伝送システム(施設分) ⑦広域訓練拠点施設 ⑧高機能消防指令センター総合整備事業 ⑨救急安心センター等整備事業				
支援内容	○補助率 総務大臣が定める基準額の1/3、1/2 (一部過疎地域や離島地域等の嵩上げ(5.5/10))				
変更の ポイント					
支援手続 スケジュール (予定でも可)	補助を受ける手順は、以下のとおり。 ① 市町村から提出された要望書をもとに都道府 ② 総務省と都道府県において補助金の充当を協 ③ 総務省は充当協議等を受けた事業について、 府県は市町村に配分を連絡。 ④ 市町村は配分連絡をもとに、都道府県を通じ ⑤ 総務省は、交付申請書をもとに当該事業が補 決定を行う。	議。 都道府県ごとに補助金の て総務省へ交付申請書	の配分を連絡。都道を提出。		
備考	_				
連絡先	総務省(消防庁) TEL: 03-525 消防・救急課 FAX: 03-525 URL: <u>http:/</u>				

施策名	緊急消防援助隊の充実強化	予算額(百万円)	4, 896	
		区分(新規・継続・変更)	継続	
根拠法令等	消防組織法第45条 消防組織法第49条第2項、緊急消防援助隊に関する政令第6条			
概 要	地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、出動する緊急消防援助隊の活動体制を確 保するために、必要な地方公共団体の設備の整備を促進する。			
対象者	緊急消防援助隊を構成する部隊を設置する市町村(特別区、市町村の加入する一部事務組合 及び広域連合を含む。) 消防救急デジタル無線設備及び救助消防ヘリコプター等については地方公共団体			
対象事業	○ 補助対象設備 ・緊急消防援助隊に係る資機材及び車両等 ・緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線			
支援内容	〇補助率 ・総務大臣が定める基準額の 1 / 2			
変更の ポイント	_			
支援手続 スケジュール (予定でも可)	補助を受ける手順は、以下のとおり。 ① 市町村から提出された要望書をもとに都道府県が要望総括表を作成し、総務省に提出。 ② 総務省と都道府県において補助金の充当を協議。 ③ 総務省は充当協議等を受けた事業について、都道府県ごとに補助金の配分を連絡。都道府県は市町村に配分を連絡。 ④ 市町村は配分連絡をもとに、都道府県を通じて総務省へ交付申請書を提出。 ⑤ 総務省は、交付申請書をもとに当該事業が補助事業として適切と認められた場合に交付決定を行う。 ⑥ 市町村は補助金の交付を受けて整備した設備について、緊急消防援助隊に登録。			
備考	大規模地震等に対応するため平成15年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊が法制化され、緊急消防援助隊に係る基本計画に基づいて整備される車両等については国が補助するものとされた。(消防組織法第49条)			
連絡先	消防・救急課財政係 FAX: 03-525	53-7522、7527 53-7532、7537 /www.fdma.go.jp/		